

平成21年(ワ)第17473号 損害賠償請求事件

原告 槌田 敦

被告 社団法人日本気象学会

原告準備書面(1)

2009年7月9日

東京地方裁判所民事第44部 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

答弁書に対し、さしあたり以下の反論をする。

1、被告の主張に対して

訴状でも明らかにした通り、被告学会の定款は、会員が機関誌に寄稿する特典を有すると明文化し(8条3号)、掲載拒否理由としては細則で《原稿の内容によっては掲載を拒否することができる》(20条)としているだけである。そこで、原告は、原告の本論文(甲2~4)がこの《原稿の内容によっては》という掲載拒否理由に該当しないことを訴状で個別具体的に明らかにした(第3、2)。

同じく、被告学会の定款は、会員が被告学会が催す大会などの学術的会合に参加し(8条2号)、その会合で会員の研究発表を行なう特典を有すると明文化しているところ(細則11条)、被告学会は原告の本一般講演は《学術的講演ではない》という理由で一般講演を拒否したので、原告は、本一般講演が《学術的講演ではない》という拒否理由に該当しないことを訴状で個別具体的に明らかにした(第3、3)。

これに対し、被告学会は答弁書で、被告の主張として一般論、抽象論を述べるだけで(第4)、個別具体的には拒否の正当理由を何ひとつ明らかにしない。これは、このたびの被告学会の本論文掲載拒否・本一般講演拒否に対し、原告が度重なる申入れをしたのに対し、聞く耳を全く持たなかった被告学会の姿勢とウリ二つである(甲11~14)。

しかし、このような不誠実な態度はもはや許されない。被告学会は、訴状で明らかにされた個別具体的な問題点に対し、速やかにかつ正面から堂々と反論すべきである。

2、その他

(1)、原告が被告学会の通常会員ではなく、特別会員であることは認める。但し、原告が特別会員であっても、「会員」として機関誌に寄稿する特典や被告学会が催す学術的会合に参加し、会員の研究発表を行なう特典を有する点では従来
の主張と全く変わらない。

(2)、被告の求釈明（答弁書第3）に対して

言うまでもなく、債務不履行と因果関係に立つ「損害」を債務者は賠償する責任があり、「損害」には財産的損害と精神的損害がある（平井宜雄「債権総論」第2版[59][60]参照）。

本訴で、原告は被告学会に対し、債務不履行（論文掲載の不当拒否・一般講演の不当拒否）に基づき原告に精神的損害が発生したので、その賠償（慰謝料）を求めているものであり、それ以上でもそれ以下でもない。

(3)、研究発表の他の代替手段があること（答弁書第4、3）に対して

被告は、原告には自己の研究発表を行う手段はいくらでもあるから、被告に拒否されたからといって債務不履行責任・不法行為責任を追求されるいわれは全くない旨主張する（7頁）。

しかし、この主張が成立するためには、その前提として被告の拒否が正当なものであることを立証しなければならない。1で前述した通り、被告は、すべからず被告の拒否の正当性を、個別具体的に主張・立証すべきである。

以上